

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和5年3月8日（水）

午前10時

場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の改正にあたって  
慎重審議を求める陳情書

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

2023年2月20日

山陽小野田市厚狭2117-1

下瀬俊夫

「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の  
改正にあたって慎重審議を求める陳情書

2月21日から始まる3月市議会に、山陽小野田市自治基本条例（以下条例とする）の改正案が提案されています。2月10日にパブリックコメントが締め切られ、それに対する意見や回答が公開されてもいないのに、15日に開催された議会運営委員会には3月議会の議案として上程されることが決められました。

昨年11月に条例見直しのための審議会が設置され、わずか1カ月余3回の審議会で条例改正（素案）が決定され、1月16日から2月10日までパブリックコメントにかけられたものです。

私は今回の条例改正案が、見過ごしにできない幾つかの重要な改正内容を含んでいると考えるし、ある意味条例の抜本的な改正につながる重大な内容を持っていると懸念しています。

<陳情の趣旨>

1、現条例は、平成19年4月から平成22年3月まで3年間にわたって、公募された15人の市民が議論を重ねて練り上げられました。この条例は「市民が主役のまちづくりの実現」にむけて市民が市及び議会と協働して取り組むことを明記するとともに、この条例が「市政運営の最も尊重すべき規範である」と位置づけられています。

つまり市民が主体的に市政運営に参画し、市及び議会と協働して「市民が主役のまちづくり」を進めることを条例の大きな柱としており、この条例を市政運営の「最高規範」として、それ以降の市政運営のあり方や起案される条例内容まで影響を及ぼす位置づけがされていたのです。

2、現条例は公募された市民が主体的に作った条例のため、本来用いられる法令条文とは異なる「です・ます」調が採用されています。当初、答申を受けた市執行部はこの条文を「である」調に変更して市議会に提案してきましたが、議会は「市民の主体性を尊重すべきだ」として条文を「です・ます」調に修正・可決した経緯があります。

3、しかし今回の条例改正案は、以下みるような2点で重要な変更が行われています。



(1) 現条例の前文で「市、議会と協働してまちづくりを進めていく」と書かれた条文を「市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めていく」と変更されました。つまり市民が主体的に市、議会と協働してまちづくりを進めるとの市民の役割が、単なる「考え方を共有」するだけの一般的な「理念条例」に変質されていることです。

条例見直しの審議会の中で委員から「前文の中に『協創の理念のもとで』を追加したらどうか」との問いに、市は「条文を変更しても意味は変わらない」と完全にウソの説明を繰り返しています。審議過程に瑕疵があったと言わざるを得ません。

(2) 現条例では市民が主体的に市政運営に参画することを前提に、「市民」や「市民等」との明確な文言を用いています。しかし改正案では「誰もが」という主体的に市政運営にかかわれない新たな概念を持ち込んでいます。これは(1)で指摘した「理念条例」への変質とかがわりがあるかもしれません。「理念条例」だと誰にでも適用できる一般性が生まれるからです。

4、今回の条例改正が、現状の市政運営と深いかかわりがあるとしか思えません。

それは昨年4月から実施された公民館廃止条例や昨年12月議会で可決された小野田児童館廃止と関連があるからです。現条例の趣旨からすれば各施設を利用する市民への説明責任や理解と同意が前提とならなければならなかったのに、ほとんどの利用者には何も知らされずに廃止が行われています。これは明らかに条例違反です。今回の条例改正の主な目的が「市民本位のまちづくり」への市民の参画や様々な施策への市民の理解と協力を得なくとも、「理念条例」なら単なる努力義務に過ぎなくなるからです。

5、市議会は同じ時期に議会基本条例を作りました。自治基本条例と一体となって市政を運営していく基本的な指針となったのです。今回の条例改正、この「わが町の憲法」改正にあたり、議会として市民に意見を聴く公聴会や参考人招致など様々な市民に開かれた制度を活用され、議会だけによる拙速な結論を急がれないよう陳情いたします。

以上

## 議案第19号

山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

### 山陽小野田市自治基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市自治基本条例（平成23年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「協働」を「協創」に改める。

前文中「協働して」を「協創の考え方を共有しながら」に、「市民が主役」を「誰もが主役」に改める。

第1条中「市民が主役」を「誰もが主役」に改める。

第2条第2号中「市民及び」を「市民並びに」に、「市内に事業所を有するもの」を「本市のまちづくりに参加するもの並びに市内に事業所を有する者及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加するもの」に改め、同条第6号中「協働」を「協創」に、「ともに活動すること」を「ともに活動することで新しい価値を創出すること」に改める。

第3条第4号中「協働して」を「協創による」に改める。

第8条第1項中「20歳未満」を「18歳未満」に改める。

第9条第3項中「協働と参画のまちづくりの時代」を「協創の考え方」に改める。

第7章の章名中「協働」を「協創」に改める。

第27条の見出し中「協働」を「協創」に改め、同条第1項中「協働で行います」を「協創の考え方に基づき取り組みます」に改める。

第29条の見出しを「（協創によるまちづくり）」に改め、同条第1項中「協働」を「人と人のつながりを基盤とした協創によるまちづくりを推進」に

改め、同条第2項中「協働の」を「協創による」に改め、同条第3項中「協働」を「協創によるまちづくり」に改める。

第30条第1項中「協働して」を「協創の考え方を共有し、」に改める。

第32条第3項中「市民」を「市民等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山陽小野田市自治基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民等（第5条—第8条）</p> <p>第3章 議会（第9条・第10条）</p> <p>第4章 市長等（第11条—第13条）</p> <p>第5章 行政運営等（第14条—第22条）</p> <p>第6章 情報の公開等（第23条—第25条）</p> <p>第7章 参画及び協創（第26条—第30条）</p> <p>第8章 住民投票（第31条）</p> <p>第9章 危機管理（第32条）</p> <p>第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制（第33条）</p> <p>第11章 国際交流（第34条）</p> <p>第12章 条例の見直し（第35条）</p> <p>附則</p> <p>私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しま</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民等（第5条—第8条）</p> <p>第3章 議会（第9条・第10条）</p> <p>第4章 市長等（第11条—第13条）</p> <p>第5章 行政運営等（第14条—第22条）</p> <p>第6章 情報の公開等（第23条—第25条）</p> <p>第7章 参画及び協働（第26条—第30条）</p> <p>第8章 住民投票（第31条）</p> <p>第9章 危機管理（第32条）</p> <p>第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制（第33条）</p> <p>第11章 国際交流（第34条）</p> <p>第12章 条例の見直し（第35条）</p> <p>附則</p> <p>私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しま</p>

した。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「誰もが主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、誰もが主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) (略)

(2) 市民等 市民並びに市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び本市のまちづくりに参加するもの並びに市内に事業所を有する者及び市外に事業

した。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) (略)

(2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び市内に事業所を有するもの  
その他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。

所を有する者で本市のまちづくりに参加するものその他  
市内で公共的な活動を行う団体をいいます。

(3)～(5) (略)

(6) 協創 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割  
を自覚し、ともに協力し、ともに活動することで新しい  
価値を創出することをいいます。

(7) (略)

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることこ  
の条例の基本理念とします。

(1)～(3) (略)

(4) 市民等、市及び議会は、それぞれの責務を果たしなが  
ら、協創によるまちづくりに取り組むこと。

(青少年の権利)

第8条 18歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとと  
もに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有しま  
す。

2 (略)

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 (略)

2 (略)

(3)～(5) (略)

(6) 協働 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割  
を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいま  
す。

(7) (略)

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることこ  
の条例の基本理念とします。

(1)～(3) (略)

(4) 市民等、市及び議会は、それぞれの責務を果たしなが  
ら、協働してまちづくりに取り組むこと。

(青少年の権利)

第8条 20歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとと  
もに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有しま  
す。

2 (略)

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 (略)

2 (略)



3 議会は、自ら、地方分権及び協創の考え方にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営並びに望ましい議員の姿を求めます。

## 第7章 参画及び協創

(計画策定等における参画及び協創)

第27条 市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民の参画を得て、協創の考え方に基づき取り組みます。この場合において、当該策定又は見直しの過程を適宜公表するものとします。

2 (略)

(協創によるまちづくり)

第29条 市民等、市及び議会は、まちづくりのために、互いを尊重し、人と人のつながりを基盤とした協創によるまちづくりを推進するものとします。

2 市民等、市及び議会は、協創によるまちづくりを進めるために必要な環境整備に努めるものとします。

3 市民等、市及び議会は、協創によるまちづくりの推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とします。

(公共的民間団体)

第30条 市民等は、心豊かで住みよい地域づくり及び地域の課題の解決に向けて、主体的に公共的民間団体(市と連携し、及び協創の考え方を共有し、各分野で公共的に活動

3 議会は、自ら、地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営並びに望ましい議員の姿を求めます。

## 第7章 参画及び協働

(計画策定等における参画及び協働)

第27条 市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民の参画を得て、協働で行います。この場合において、当該策定又は見直しの過程を適宜公表するものとします。

2 (略)

(協働)

第29条 市民等、市及び議会は、まちづくりのために、互いを尊重し、協働するものとします。

2 市民等、市及び議会は、協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備に努めるものとします。

3 市民等、市及び議会は、協働の推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とします。

(公共的民間団体)

第30条 市民等は、心豊かで住みよい地域づくり及び地域の課題の解決に向けて、主体的に公共的民間団体(市と連携し、及び協働して各分野で公共的に活動する団体をい

する団体をいう。以下同じ。)の活動に参加するよう努めるものとします。

2 (略)

## 第9章 危機管理

(危機管理)

第32条 (略)

2 (略)

3 公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民等が安心して生活できるような施策に協力するよう努めるものとします。

う。以下同じ。)の活動に参加するよう努めるものとしま

2 (略)

## 第9章 危機管理

(危機管理)

第32条 (略)

2 (略)

3 公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民が安心して生活できるような施策に協力するよう努めるものとします。